

産業廃棄物収集運搬業許可証

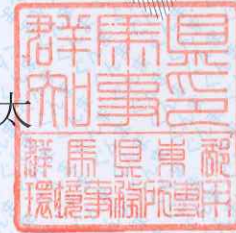
住 所 東京都足立区南花畑三丁目34番11号

氏 名 株式会社ビバクリーン神奈川

代表取締役 芝崎哲彌

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事 山本 一太



許可の年月日 令和 6年 6月 5日

許可の有効期限 令和11年 6月 4日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集、運搬 (積替え保管を除く。)

(2) 産業廃棄物の種類

収集、運搬 (積替え保管を除く。)

①燃え殻、②汚泥、③廃油、④廃酸、⑤廃アルカリ、⑥廃プラスチック類、⑦紙くず、⑧木くず、⑨繊維くず、⑩動植物性残さ、⑪ゴムくず、⑫金属くず、⑬ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑭鉋さい、⑮がれき類、⑯ばいじん (以上16種類)

※②については、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物 (環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。)を含む。

※⑥については、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物 (環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。)を含む。

※⑫については、水銀使用製品産業廃棄物 (環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。)を含む。

※⑬については、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物 (環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。)を含む。

※⑮については、石綿含有産業廃棄物を含む。

2 許可の条件

なし

3 許可の更新、変更の状況